金沢大学での出産・育児について

Concept コンセプト

金沢大学は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての認定(「子育てに優しい企業」の認定)を受けました。

次世代育成の計画は、第2期(平成22年4月1日～平成27年3月31日)に入り、さらなる環境整備に取り組んでいます。

教職員の皆様も諸制度を利用して、ご自身の仕事と家庭の調和を図ってください。

※なお、この冊子で紹介している諸制度は、平成22年6月30日現在のものです。

休暇関係の制度の見方

この冊子で紹介している制度で◎となっているものは休んだ／働かなかった部分にも給与が出ます。○となっているものは、休んだ／働かなかった部分に給与が出ません。×は制度がありません。

Contents 目次

妊娠が分かったら …… 4ページ
1 病院探し …… 4ページ
2 この時期の体調の変化と周囲の配慮 …… 4ページ
3 この時期の休暇等の制度 …… 5ページ

出産前後 …… 6ページ
1 お金にまつわる確認ポイント …… 6ページ
2 この時期の休暇等の制度 …… 7ページ

育児期 …… 8ページ

職場復帰に向けて …… 10ページ
1 保育園 …… 10ページ
2 子育ての負担に配慮した働き方 …… 10ページ

子育て支援施設等 …… 12ページ
1 授乳室 …… 12ページ
2 病児保育室(たんぽぽルーム) …… 12ページ
3 周辺自治体(金沢市)情報 …… 12ページ

次世代育成支援推進行動計画 …… 13ページ

早見表 …… 14ページ

学内問い合わせ先一覧 …… 15ページ

Pregnancy

妊娠が分かったら »

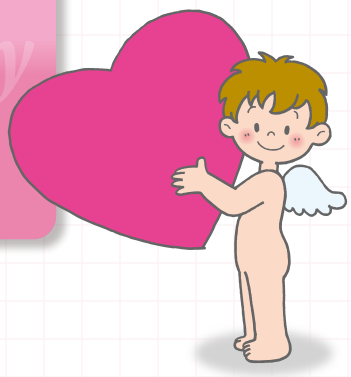

1 病院探し

妊娠中の体調は、急激に変化します。心身の負担軽減のためにも、信頼できる産科医や助産師を見つけておきましょう。

http://www.kma.jp/axiz/hospital/map_index.html

金沢市医師会の作成した病院マップのページです。こちらも参考にしてください。

2 この時期の体調の変化と周囲の配慮

妊娠・出産は自然現象ですが「からだの中で新たな生命をはぐくむ」という特別な仕事でもあります。

妊娠時の女性は、ホルモンの値、血液量、血圧、心拍・呼吸の回数などに劇的な変化が現れ、その結果、身体的にも精神的にも「いつもと違う」状態になることがあります。

また「インフルエンザ重症化のリスクが増える」などの報告もあるほか、胎児への影響を考慮して使える薬が限られてくるなど、健康管理にも一層の注意が必要になってきます。

妊娠が分かった職員の皆さんは、早めに担当係（15 ページをご覧ください）にお知らせくださるとともに、お医者さんや周囲の方々と相談しながら、その後の仕事の計画を立てるようにしてください。

また、周囲の職員の皆さんも妊婦さんの状態をよく理解し、冷暖房の温度設定や休暇取得に配慮するなど、できるだけ無理なく仕事のできる職場環境を作ることに努めましょう。

3 この時期の休暇等の制度

以下に記載した休暇を中心とした制度で、◎となっているところは休んだ部分に給与が出ます。○は休んだ部分に給与が出ません。×は制度がありません。

妊産婦健診

	女	男
常勤	◎	×
非常勤	○	×

期間	回数
妊娠満23週まで	4週間に1回
妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
妊娠満36週から出産まで	1週間に1回
出産から産後1年まで	その間に1回

妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、保健指導又は健康診査を受けるために勤務しない場合は、職務従事義務が免除されます。

なお、承認される時間は、左の表の左欄に掲げる期間ごとに、右欄の回数内で、必要と認められる時間となります。

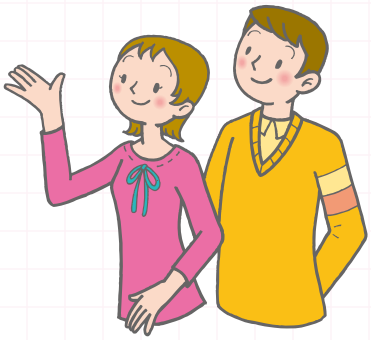

通勤緩和

	女	男
常勤	◎	×
非常勤	○	×

休憩・補食

	女	男
常勤	◎	×
非常勤	◎	×

妊娠中の女子職員について、母体の健康維持のため混雑回避の必要があると認められる場合は、職務従事義務が免除されます。

また、妊娠中の女子職員について、母体の健康維持のため休憩・補食の必要があると認められる場合は、職務従事義務が免除されます。

時間外・休日労働免除、深夜勤務免除

	女	男
常勤	○	×
非常勤	○	×

妊娠中及び産後1年を経過しない職員が請求した場合、時間外・休日労働、深夜勤務を免除します。

出産前後 ≫

Childbirth

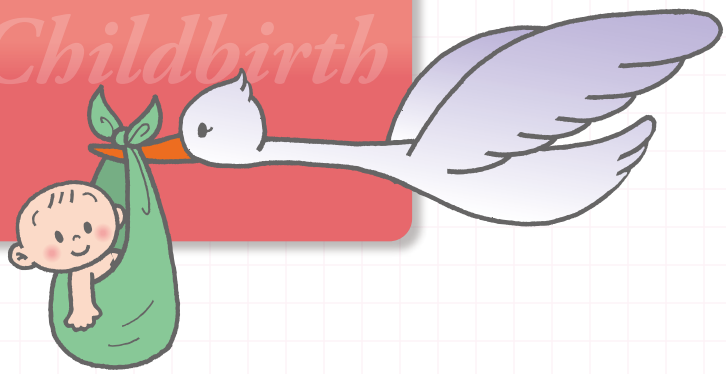

産前休暇に入るとしばらくは、職場に出てきません。まして、育児休業を取得する場合は、全く違う生活がこれから始まることになります。

産前休暇取得前に色々と確認しておきましょう。

1 お金にまつわる確認ポイント

●住民税

育児休業中は給与からの天引きができなくなるので、納付書により個別に払うこととなります。

●扶養

収入が下がることにより、税法上の控除対象配偶者に該当する場合があります。確認しておくことが必要です。

●共済貯金

共済積立貯金は通常給与天引きされますが、育児休業中は給与からの控除ができませんので、中断の手続きを行って下さい。中断する月の２か月前までに中断の申込書を共済組合係まで提出してください。

また職場に復帰した場合は、復活することができます。中断の時と同じく復活する月の２か月前までに復活の申込書を共済組合係まで提出して下さい。職場復帰したにも関わらず、復活の手続きを行わない場合は、解約となります。

●財形貯蓄

育児休業中は給与からの天引きができなくなるので、中断の手続きが必要です。契約金融機関に連絡するとともに中断する月の４日までに総務部人事課福利厚生係に財形貯蓄天引等依頼書を提出してください。

職場復帰したときも同様に天引きを再開したい月の４日までに総務部人事課福利厚生係に財形貯蓄天引等依頼書を提出してください。

2 この時期の休暇等の制度

◎給与あり　○給与なし　×制度なし

産前休暇

	女	男
常勤	◎	×
非常勤	○	×

8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女子職員が申し出た場合、出産の日まで休暇を取得できます。非常勤職員の場合、休んだ期間は無給となりますが、健康保険の被保険者であれば、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は出産手当金が支給されます。

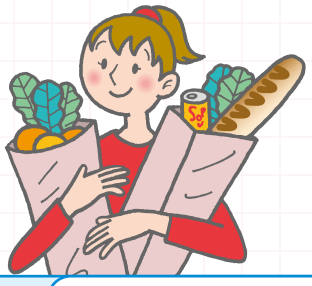

産後休暇

	女	男
常勤	◎	×
非常勤	○	×

女子職員が出産した場合、出産日の翌日から8週間（特に就業したい旨申し出て医師が支障ないと認めた場合は6週間）は休暇となります。非常勤職員の場合、休んだ期間は無給となりますが、健康保険の被保険者であれば休んだ期間は出産手当金が支給されます。

配偶者の出産に当たっての休暇

	女	男
常勤	×	◎
非常勤	×	×

配偶者の出産に際して、出産時や入院の付添いを行う場合などに取得できます。期間は必要に応じて、2日の範囲内です。

●出産費／家族出産費／出産育児一時金／家族出産育児一時金

共済組合や健康保険に加入している職員又はその被扶養者が出産した場合は、39万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、42万円）が支給されます。

直接支払制度を利用すれば、医療機関等の窓口で、出産費用を支払う経済的負担が軽減されます。

男性職員の育児参加のための休暇

	女	男
常勤	×	◎
非常勤	×	×

配偶者が出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産後8週間を経過するまでの期間に、当該出産に係る子や小学校就学前の子を養育する場合5日の範囲で取得できます。

育児期 »

Childcare

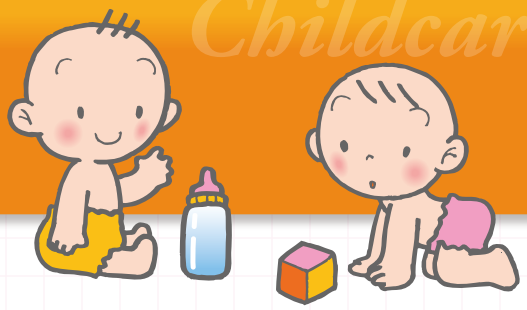

育児休業

	女	男
常勤	○	○
非常勤	○	○

◎給与あり
○給与なし
×制度なし

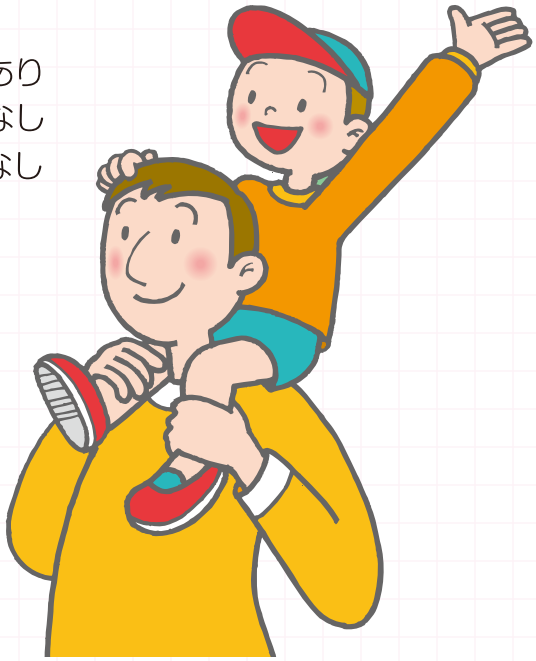

子どもが３歳（非常勤職員の場合は１歳６か月）に達するまでは、養育のため必要があれば職員の身分を保有したまま休業をすることができます。

育児休業中は、お給料が出ませんが、要件を満たせば雇用保険から育児休業給付が支給されます。

●育児休業給付金

育児休業給付は、１歳（パパママ育休プラス利用時は１歳２か月、保育所に入所できない場合などは１歳６か月）未満の子の養育のため育児休業を取得する雇用保険被保険者の方が育児休業開始前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上ある場合に支給されます。

支給額は、1日当たり　休業開始時賃金日額 × ５０％ です。

つまり、もらっているお給料のおおむね半分が支給されることとなります。

●育児休業手当金

常勤職員が育児休業中、育児休業給付金が支給されない場合でも、共済組合から育児休業手当金が支給されます。

支給額は、1日当たり　標準報酬の日額 × ５０％ です。

つまり、もらっているお給料のおおむね半分が支給されることとなります。

●出産手当金（常勤職員はこの間、給与が出ているため支給されない）

社会保険に加入している人の場合、出産手当金が、出産の日以前 42 日目（多胎妊娠の場合は 98 日目）から出産の日の翌日以後 56 日目までの範囲内でお仕事を休んだ期間について支給されます。ただし、休んだ期間にかかる分として、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

出産手当金の額は、標準報酬日額の３分の２です。

●社会保険料／共済掛金の免除

育児休業期間中は掛金免除の届出によって掛金が免除されます。

免除期間は、育児休業を開始した月から、育児休業終了日の翌日の属する月の前月までになります。

育児休業は最長で対象となる子の３歳（非常勤職員の場合は１歳６か月）の誕生日の前日まで取得できるので、掛金の免除期間も最長で３歳（非常勤職員の場合は１歳６か月）の誕生日が属する月の前月までになります。

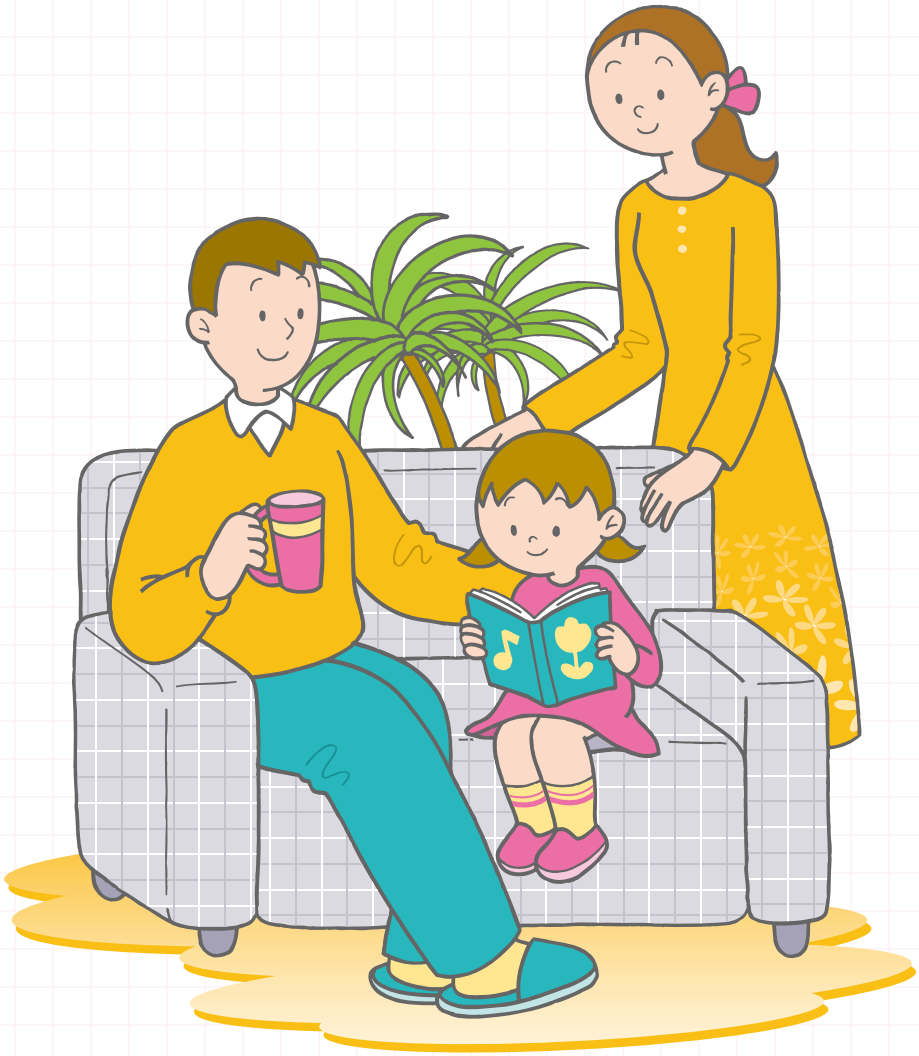

Return to work

職場復帰に向けて »

1 保育園

職場復帰に当たって、子どもを保育園に預けることとなります。
金沢市には保育園が、112か所あります。(金沢お役立ちウェブより)

http://www.kanazawa-kosodate.net/ho/index.html

また、金沢大学宝町地区事業場内にも保育園(つくしんぼ保育園)があります。
〈金沢大学職員の子が優先して入れるわけではありません〉

～つくしんぼ保育園～

設置者	社会福祉法人すぎなの会
対象年齢	産休明けから就学前まで
保育時間	平日 7:00～18:00(延長 20:00 まで) 土曜 7:00～17:30
定員	60人
問い合わせ先TEL	☎(076)222-0277

2 子育ての負担に配慮した働き方

◎給与あり　○給与なし　×制度なし

職場復帰しても、仕事と子育ての両立は、心身ともに大きな負担となります。
色々な制度を利用しながら、上手に両立を図りましょう。

育児短時間勤務

	女	男
常勤	○	○
非常勤	×	×

子どもが小学校に入学するまでは、1日の勤務時間を4時間又は5時間にすることができます。

部分休業

	女	男
常勤	○	○
非常勤	○	○

常勤職員の場合は、子どもが小学校に入学するまで、非常勤職員の場合は子どもが3歳に達するまでは1日を通じて2時間以内（30分単位）で部分休業を取得できます。

子の看護休暇

	女	男
常勤	◎	◎
非常勤	○	○

子どもが小学校に入学するまでの間は、1年間に5日間（小学校に入学する前の子どもが2人以上いれば10日間）病気の子どもを看護するための休暇を取得することができます。

保育時間

	女	男
常勤	◎	◎
非常勤	○	○

子どもが1歳に達するまでの間は、1日2回それぞれ30分以内の期間その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行うための休暇を取得することができます。

所定外労働の免除

	女	男
常勤	○	○
非常勤	○	○

子どもが3歳に達するまでは、請求により所定外労働が免除されます。

深夜勤務の免除・所定外労働の制限

	女	男
常勤	○	○
非常勤	○	○

子どもが小学校に入学するまでの間は、請求により深夜勤務が免除されます。

また、請求により時間外労働が1か月につき24時間、1年につき150時間までに制限されます。

Support facility

子育て支援施設等 »

1 授乳室

学内には、乳幼児を持つ女子職員及び女子学生の授乳、搾乳等の便宜のため、角間キャンパス自然科学本館に授乳室が設置されています。

http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_jinji/fukuri/kaisetu-rou-jyu.html

2 病児保育室（たんぽぽルーム）

金沢大学附属病院北病棟２階に病児保育室「たんぽぽルーム」があります。

子どもが入院を必要としない程度の病気やケガの時、仕事を何日も休めない場合には病児保育室で看護師と保育士がその子を保育します。

http://web.hosp.kanazawa-u.ac.jp/oshirase/tanpopo.html

3 周辺自治体（金沢市）情報

金沢市が「金沢子育てお役立ちウェブ」というホームページを作成していますので、参考にしてください。

http://www.kanazawa-kosodate.net/

Rearing plan

次世代育成支援推進行動計画 ≫

平成22年4月1日～平成27年3月31日

金沢大学では，以下の内容で次世代育成支援推進行動計画を策定しています。
この計画に沿って、さらなる子育て環境整備に取り組んでいます。

1　計画期間　平成22年４月１日から平成27年３月３１日までの５年間

2　内　　容　**【子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援させるための雇用環境の整備】**

目標１　男性職員の配偶者出産･育児に伴う特別休暇及び育児休業等の取得を促進する。

〈対策〉　●平成22年度～ 特別休暇、育児休業、部分休業等、関係する学内の諸制度についてホームページ掲載や通知（紙媒体･電子媒体）を通じて、全職員に対し積極的に案内する。

目標２　次世代育成支援に関する要望等の調査研究を計画･実施し、制度策定を検討する。

〈対策〉　●平成22年度～育児や職場と家庭との関係又は労働環境に関して、アンケートを実施し、得られた結果を今後の支援策策定に反映させるよう努める。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標３　「多様な職員の多様な働き方」が職場内で理解される雰囲気を醸成するための情報提供を充実する。

〈対策〉　●平成２２年度～ 研修や各種通知等の啓発活動を通じて、次世代育成支援策をはじめとする雇用の多様性に関する情報や、労務管理に関する情報を積極的に提供し「いろいろな職員が、より働きやすい職場」をつくるための意識改革を図る。

3　備　　考　本行動計画は、計画期間中においても随時弾力的に見直し、変更できるものとします。

Index

早見表 »

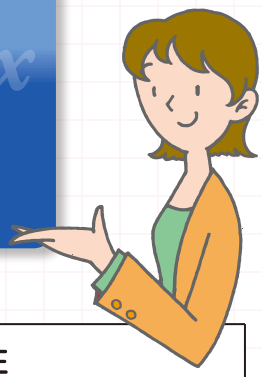

	男性	女性
常勤		妊産婦健診 …… 5ページ
		通勤緩和 …… 5ページ
		休憩・補食 …… 5ページ
	所定外労働免除等 …… 11ページ	所定外労働免除等 …… 5、11ページ
	配偶者出産休暇 …… 7ページ	産前休暇 …… 7ページ
	育児参加 …… 7ページ	産後休暇 …… 7ページ
	家族出産費 …… 7ページ	出産費 …… 7ページ
	育児休業 …… 8ページ	育児休業 …… 8ページ
	育児休業給付金 …… 8ページ	育児休業給付金 …… 8ページ
	(育児休業手当金) …… 8ページ	(育児休業手当金) …… 8ページ
		(出産手当金) …… 9ページ
	掛金免除 …… 9ページ	掛金免除 …… 9ページ
	短時間勤務 …… 10ページ	短時間勤務 …… 10ページ
	部分休業 …… 11ページ	部分休業 …… 11ページ
	子の看護休暇 …… 11ページ	子の看護休暇 …… 11ページ
	保育時間 …… 11ページ	保育時間 …… 11ページ
非常勤		妊産婦健診(無給) …… 5ページ
		通勤緩和(無給) …… 5ページ
		休憩・補食 …… 5ページ
	所定外労働免除等 …… 11ページ	所定外労働免除等 …… 5、11ページ
		産前休暇(無給) …… 7ページ
		産後休暇(無給) …… 7ページ
	家族出産育児一時金 …… 7ページ	出産育児一時金 …… 7ページ
	育児休業 …… 8ページ	育児休業 …… 8ページ
	育児休業給付金 …… 8ページ	育児休業給付金 …… 8ページ
		出産手当金 …… 9ページ
	掛金免除 …… 9ページ	掛金免除 …… 9ページ
	部分休業 …… 11ページ	部分休業 …… 11ページ
	子の看護休暇(無給) …… 11ページ	子の看護休暇(無給) …… 11ページ
	保育時間(無給) …… 11ページ	保育時間(無給) …… 11ページ

Information

学内問い合わせ先一覧 »

総務部人事課人事係 …… ☎076－264－6147
総務部人事課給与管理第一係 …… ☎076－264－6148
総務部人事課給与管理第二係 …… ☎076－264－5036
総務部人事課給与経理係 …… ☎076－264－6170
総務部人事課職員係 …… ☎076－264－6151
総務部人事課福利厚生係 …… ☎076－264－6152
総務部人事課共済組合係 …… ☎076－264－5069

病院部総務課人事係 …… ☎076－265－2059
病院部総務課労務係 …… ☎076－265－2937
角間北地区事務部総務課人事係 …… ☎076－234－4158
角間北地区事務部総務課附属学校事務係 …… ☎076－226－2182
角間北地区事務部総務課附属特別支援学校事務係 …… ☎076－263－5551
角間南地区事務部総務課総務第一係 …… ☎076－234－6821
角間南地区事務部総務課総務第二係 …… ☎076－234－6830
宝町地区事務部総務課人事係 …… ☎076－265－2112
宝町地区事務部薬学・がん研究所事務室企画総務係 …… ☎076－234－6840

この冊子に記載している制度に関連する申請書類等は上記の連絡先にてお問い合わせください。
また、以下のページにもリンクがありますので、ご確認ください。

http://www2.adm.kanazawa-u.ac.jp/jinji/17/jisedai/kosodatetop.html

振興調整費

平成20年度文部科学省科学技術振興調整費
「女性研究者支援モデル育成」事業

製作／著作　金沢大学総務部人事課職員係
http://www2.adm.kanazawa-u.ac.jp/jinji/17/jisedai/kosodatetop.html